

令和7年度 大阪府立咲くやこの花高等学校「学校いじめ防止基本方針」

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
(いじめ防止対策推進法 第2条)

【基本方針の策定に向けて】

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本校では、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、計画的、組織的にいじめ防止等の対策を行う。

2. 本校の基本方針のポイント

「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」との意識を持ち、「大阪府立咲くやこの花高等学校いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの防止に向けて最優先に取り組む。いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の3点をあげる。

(1) いじめを絶対に許さない学校・学級の雰囲気づくり

「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」ことをあらゆる教育活動の中に浸透させていく。そのために、「いじめ防止対策推進法」に関する校内研修会を実施する。また、生徒朝礼、学年集会、HR、PTA総会等の場において「学校いじめ防止基本方針」に基づき、本校としての考え方を生徒や保護者に説明する。

(2) 未然防止・早期発見・早期対応のための取組について

個人懇談やアンケート等を通して、いじめの早期発見・早期対応に取り組むとともに、普段から、生徒が安心して通える学校、居心地の良い学級づくりに努める。また、自尊感情を高めたり、仲間との絆をより確かなものにしたりするため教育活動の充実化を図る。

(3) 家庭・地域との連携について

普段から子どもとの対話やコミュニケーションを通して些細な兆候の把握に努めてもらうように働きかけるとともに、携帯電話やパソコン等の使用について、家庭で定めたルールのもとに適切に使用するように要請する。保護者懇談会やPTA総会を通じて、携帯電話等を子どもに使用させる際の留意点について啓発活動を行う。

3. いじめの未然防止についての取組

<基本姿勢>

「いじめは、どの生徒にも起こり得る」「どの生徒も被害者にも加害者にもなり得る」という事実を踏まえ、全生徒を対象に、いじめに向かわせないための取組を全教職員で行う。

(1) いじめを許さない・見逃さない雰囲気醸成

- ①すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実に努める。また、生徒の実態を踏まえ、自分の考えを深め、成長を実感できるような道徳教材の開発に努める。中・高の全体朝礼、学年集会・学科朝礼等、生徒が全員集合する場で、人権を尊重する態度を醸成させるような講話を行う。
- ②生徒会を中心とした委員会活動等を通して、自律的に行動する姿勢を身に付けさせる。自分たちの学校生活・学習環境等を見直し、よりよい学校づくりに自主的に取り組ませる。
- ③「あいさつをする」「服装を正す」「時間を守る」の三点について、全教職員で指導する。ルールやマナーを進んで守るような、規範意識の高い生徒集団を育成する。また、アイマスク体験、車いす体験などを通して、ノーマライゼーションを実現することの大切さについて学ぶ機会を設ける。
- ④家庭と連携して情報モラル教育を推進する。「学年だより」や「PTA総会」「保護者懇談会」等の機会に家庭に携帯電話、インターネット等の利用に関しての情報提供や啓発を行う。また、外部機関（企業・此花警察署等）の協力もいただきながら、望ましい情報モラルのあり方について学ばせる。

(2) 自己有用感・自尊感情を高める

- ①1年生では、オリエンテーションや校外学習などの様々な教育活動を通して、高等学校での生活のリズムを理解するとともに、生徒同士の親睦を深める。また、総合学科の原則履修科目である「産業社会と人間」を通して、社会の中の自分や他者とのかかわりなどについて考えさせ、自己有用感や自尊感情を高めさせる。
- ②2年生では、修学旅行とその事前学習を通して、人権教育の推進、集団行動のあり方を考えさせる。学年全体行事として、学科・系列・クラスを超えた仲間づくりをめざす。また、授業においては各学科・系列の専門性が高まる時期でもあり、進路を意識した学習に対して真剣に取り組む態度を育成する。
- ③3年生では、各自の進路目標に向かって計画的に学習に取り組む姿勢を持たせる。また、各自の進路実現だけでなく、学校全体として取り組むことができる環境づくりに努める。また、「就職ガイダンス」や「進学ガイダンス」を通して、将来について具体的な情報を与える機会を増やし、望ましい社会の在り方について考えさせる。
- ④3年間を通して、「進路ガイダンス」「社会人講演」「卒業生講話」などのキャリア教育を充実させ、理想の自己像を持たせるとともに、自己の進路について考えさせる。

(3) 授業改善について

- ①全教職員が指導方針を共有して、授業規律や学習規律を守らせる。とくに配慮を要する生徒へは、基本的な生活習慣や学習習慣を確立するなど、家庭の協力を求め、計画的・継続的な指導を進める。
- ②各学科・系列・教科内で、情報交換や研究・研修を行い、授業力の向上に努める。さらに中・高で公開授業週間（年複数回）を設ける。
- ③実力テスト等を実施し、一人ひとりの学力や学習習慣を定期的に測定することにより、中高一貫教育校としての6年間の指導改善に役立てる。
- ④生徒の進路目標や学力に応じて、習熟度別授業を積極的に取り入れ、常に生徒の学習に対するモチベーションをあげる工夫をする。授業を通して、互いを認め合える人間関係や学級・学校風土を作り出していく。

4. いじめの早期発見についての取組

<基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、生徒のささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

(1) いじめアンケート・学校評価アンケートの実施

年3回（7月・10月・1月）の「いじめアンケート」を実施し、現状を把握する。また、「学校評価アンケート」を実施し、生徒の学校生活に対する意欲や取組、満足度等を把握する。アンケートの回答に応じて、早急に対応し、いじめを未然に防ぐ。

(2) 「いじめ」に関する相談窓口の周知

生徒に「いじめ」に関する相談窓口（LINE相談窓口、電話教育相談、24時間電話いじめ相談、子どもホットライン、法務省子どもの人権110番等）を周知させるとともに、悩みを打ち明けやすい教職員に相談するように呼び掛ける。

(3) 成績会議における情報共有

毎学期末に開催される成績会議において、各学年・クラスの情報交換を行う。生徒の学習状況や生活状況を全教職員で把握し、いじめの兆候を見逃さず、早期に発見できるよう努める。場合によっては、スクールカウンセラーや保護者等と連絡を取り合う。

(4) 見て見ぬふりをさせない指導

「いじめを見て見ぬふりしない」ようにHRの時間や特別活動等で指導するとともに、勇気をもっていじめを伝えた生徒に対しては、学校として徹底して守り通し、安心して学校生活を送ることができるように配慮する。傍観者や取り巻きもいじめを助長することを理解させる。

5. いじめの早期解決についての取組

<基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮のもと、毅然とした態度で加害生徒を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

(1) いじめの未然防止に向けた取組の徹底

いじめの兆候を認知したときやいじめの事案が発生した場合は、直ちに、保護者や友人関係等からの情報を収集して事実関係を把握する。担当者が1人で抱えることなく、経緯の記録・報告・連絡・相談を行うとともに、管理職を通じて大阪府教育庁へ報告し、初動対応の方向を決定する。

(2) 複数の教員が対応する

いじめを受けた生徒の自殺など最悪のケースを回避するため、複数の教員が見守るとともに、職員朝礼等の機会に、継続して生徒の情報共有を行う。また、保護者には電話で家庭での状況を確認する。

(3) 加害生徒への指導

いじめを行った子どもに対しては、特別の指導計画による指導のほか、他の子どもの教育を受ける権利を保障する観点からの別室での学習を行う。犯罪行為にあたり、子どもの安全確保が必要な場合、警

察等関係機関との連携協力等を行う。また、加害行為の背景には、過去に深刻ないじめを受けていたことも考慮されるため、スクールカウンセラー等とも連携しながら、必要に応じて継続的に相談活動を行う。

(4) 組織的な対応

校長のリーダーシップのもと、担任教諭のみならず、それぞれの教職員が責任を共有しながら、学校組織をあげていじめの解消に向けた的確な対応を行う。また、いじめに関する指導記録等を確実に保存し、生徒の進学にあたって、適切に引き継ぐ。

6. いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

① 「いじめ防止対策委員会」の役割

「いじめ防止対策委員会」（以降の文中、委員会と表記）を設置する。「学校いじめ防止基本方針」を策定するとともに、PDCAサイクルに基づいて検証を重ねていく。

委員会の役割は以下の3点である。

- ・学校基本方針に基づく具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
※未然防止・早期発見・早期対応・重大事態への対応
- ・いじめの疑いに関する情報や、生徒の問題行動に関わる情報の収集や記録、共有を行う。
- ・必要に応じて「緊急職員会議」を開催し、迅速な情報の共有、関係生徒への事情聴取、指導および支援の方針の決定、保護者との連携を行う。把握した情報に基づいて対応策を策定する。

② 委員会の構成員

管理職・首席・生徒指導主事・生徒指導担当教員・学年主任および学級担任・学科長・人権主担・養護教諭・スクールカウンセラー・その他状況に応じたメンバー

③ 委員会のおもな役割分担

管理職はすべての取組における最終的な責任者であり、取組状況の把握や指導・助言を行う。

- ・被害・加害の生徒に組織的・継続的な観察・指導等：学年主任・生徒指導主事
- ・被害の生徒・保護者に対するスクールカウンセラーを活用したケア：養護教諭等
- ・警察への相談・通報：生徒指導主事

④ 委員会の年間計画

- | | |
|-----------------|----------|
| ・学級担任等による面談 | 年度当初・適宜 |
| ・いじめアンケート調査の実施 | 年3回（各学期） |
| ・学校評価アンケート調査の実施 | 年1回（1月） |

(2) 保護者や地域・関連機関との連携

① 保護者への情報発信・啓発について

「学年だより」や「学校ホームページ」を利用し、本校が実施している人権教育やいじめに対する取組等について保護者への情報発信と啓発を行う。PTA役員会等の場で、学校としてのいじめ防止の取り組みについて説明し、協力を求める。

② 学校協議会への提案

学校協議会で本校の「学校いじめ防止基本方針」について説明し、意見をいただく機会を持つとともに、いじめの防止対策に関する指導の経過を報告する。

③外部機関との協力体制について

大阪府教育庁、警察、子ども相談センター、福祉機関、医療機関等に相談し、対応が困難な場合のサポート体制を整えておく。

(3) 取組内容の検証

- ①「いじめ防止対策委員会」において、随時検証し、PDCAサイクルを活用し、改善を図る。
- ②学校評価アンケートの実施等、未然防止の推進・再発防止に關しての改善方法について、随時、指導・支援体制に修正を加え、組織でより適切に対応する。
- ③いじめが解決したと思われる場合でも、解決したと即断せず継続して注意を払い、指導を継続する。

7. 重大事態への対処

<重大事態>

- 生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑い（生徒が自殺を企図した場合等）
 - 相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い（年間30日を目安）
 - 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったと申し出があったとき
- ①重大事態が発生した際、速やかに大阪府教育庁、警察に報告し連携して事実関係の調査および対応を行う。
 - ②緊急職員会議を招集し、役割を分担して情報を収集し、事実関係を明確化する。時系列に沿って記録するとともに、大阪府教育庁への連絡・報告、警察と連携した対応を取る。
 - ③外部機関、マスコミの取材等に対しては、窓口を一本化し、隠蔽せず、誠意をもって対応する。なお、個人情報については十分に配慮する。
 - ④被害生徒及びその保護者への適切な情報提供を行う。
 - ⑤状況によっては、大阪府教育庁と連携して「緊急保護者会」を開催する。

8. いじめ発見の際の流れ

